



2019年12月26日

各 位

会社名 協栄産業株式会社
代表者名 取締役社長 水谷 廣 司
(コード番号 6973 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役常務執行役員
村本 篤
(TEL 03-3481-2111)

当社子会社船舶安全法令違反に起因する再整備作業完了のお知らせ

当社の連結子会社であります協栄マリンテクノロジー株式会社福山営業所（以下、同社）は、平成30年11月2日付にて公表をいたしました通り、法定船用品（救命設備）整備事業に於ける法令違反により、同日付で国土交通省から「船舶安全法令違反に係る業務改善指示」を受けると共に同社への整備事業場認定効力停止処分及び降下式乗込装置サービス・ステーション証明の効力停止という行政処分を受けました。

以降、救命設備メーカー様、他の整備事業者様、並びに日本船舶品質管理協会様等のご協力を得て、船舶所有者様と協議を重ねながら、船舶救命設備の再整備を進めると共に平成31年1月30日付にて公表を致しました再発防止策の実施定着に取り組んで参りました。同時に再整備作業並びに再発防止策の実施状況につきましては、定期的に国土交通省へ報告を行って参りました。

この度、対象と致しました再整備作業が全量完了を致しましたのでここにご報告を申し上げますと共に船舶所有者様並びに船舶航行に関わる関係者様、株主・投資家の皆様を始めとする関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めて深くお詫びを申し上げます。

今後は船舶の航行安全に関わる責任を重く受け止め、再発防止策を徹底確行すると共に日本船舶品質管理協会様のご指導をも受けながら、関係各位の信用、信頼回復に努めるべく整備事業に取り組んで参ります。また、二度と斯かる問題が発生することが無いように、グループ全体でコンプライアンスへの取組を強化して参る所存であります。

記

I. 行政処分の解除

平成30年11月2日付にて国土交通省より下されました①整備事業場認定の効力停止並びに②降下式乗込装置サービス・ステーション証明の効力停止は、令和元年11月1日付にて解除されました。

尚、当面の間、同社福山営業所での救命設備整備業務は国土交通省の立会いのもとで実施をいたします。

II. 業績等への影響について

本件による当社連結業績への影響は、2019年5月12日に公表いたしました当社連結業績予想に織り込み済みです。

以 上